

制度別対象疾患一覧（介護保険 2 号該当・医療保険の訪問看護）

平成 30 年 4 月 1 日現在

病名	介護保険 2号該当	特掲診療料 「別表第七」
がん (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)	○※ 1	
関節リウマチ	○	
筋萎縮性側索硬化症	○	○
後縦靭帯骨化症	○	
骨折を伴う骨粗鬆症	○	
初老期における認知症	○	
進行性核上性麻痺	○	○
大脳皮質基底核変性症	○	○
パーキンソン病	○※ 1	
脊髄小脳変性症	○	○
脊柱管狭窄症	○	
早老症	○	
多系統萎縮症 (線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)	○	○
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症	○	
脳血管疾患	○	
閉塞性動脈硬化症	○	
慢性閉塞性肺疾患	○	
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	○	
末期の悪性腫瘍		○※ 2
多発性硬化症		○
重症筋無力症		○
スモン		○
ハンチントン病		○
進行性筋ジストロフィー症		○
パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）		○※ 2
プリオン病		○
亜急性硬化性全脳炎		○
ライソゾーム病		○
副腎白質ジストロフィー		○
脊髄性筋萎縮症		○
球脊髄性筋萎縮症		○
慢性炎症性脱髄性多発神経炎		○
後天性免疫不全症候群		○
頸髄損傷		○
人工呼吸器を使用している状態		○

※ 1 介護保険 2 号該当：介護保険の第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）が要介護・要支援認定を受けることとなる疾病

※ 2 医療保険訪問看護：要介護者・要支援者であっても、医療保険で訪問看護が行われる疾病